■運用管理規程

全国社会保険労務士国民年金基金規約第69条の2第1項の規定に基づき、この規程を制定する。

(目 的)

第 1 条 この規程は、全国社会保険労務士国民年金基金の積立金の管理及び運用に関する契約 の締結に関し、全国社会保険労務士国民年金基金規約(以下「規約」という。)第69 条の2第1項及び第3項に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資すること を目的とする。

(管理運用業務を委託する運用受託機関等)

- 第 2 条 規約第 6 9 条第 1 項に掲げる契約を締結した運用受託機関又は資産管理機関(以下 「運用受託機関等」という。) については、別表の委託会社の欄のとおりとする。
- 2 前項の契約機関に係る運用受託機関等に対する信託金又は保険料の払込み割合及び支 払金又は保険金の負担割合は別表の割合とする。

(運用管理規程の変更の特例)

- 第 3 条 規約第69条の2第3項の規定に基づき理事長が決定することができる事項は、次の 各号とする。
 - (1) 運用管理体制に影響を及ぼさない運用受託機関等の名称の変更
 - (2) 次のいずれかの場合における運用受託機関等の変更、運用受託機関等に対する払込み 割合若しくは負担割合の変更又は運用受託機関等に委託する資産額の変更。
 - ア. 運用受託機関等が破産したとき
 - イ. 運用受託機関等の信用状況が急速に悪化したとき。
 - ウ. その他運用受託機関等において、運用若しくは資産管理に関して、著しく不適切な事 由が生じたとき。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成14年2月22日から施行し、払込み割合の変更については平成13年11月30日、受託機関の名称変更については、UFJ信託銀行株式会社は平成14年1月15日、大和銀信託銀行株式会社は平成14年3月1日、三井アセット信託銀行株式会社は平成14年3月25日、大同生命保険株式会社については平成14年4月1日から、それぞれ適用する。

附 則(別表関係)

この規程は、払込み割合の変更については平成14年10月1日から施行し、りそな信託銀行株式 会社の名称変更については平成14年10月15日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(別表関係)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別 表(第2条関係)

委託機関	払込割合	負担割合
株式会社りそな銀行	100分の0	100分の0
三井住友信託銀行株式会社	100分の0	100分の0
株式会社アライアンス・バーンスタイン	100分の0	100分の0
三井生命保険株式会社	100分の100	100分の100